

建築確認申請等手数料一覧(仮設建築物・仮使用以外の建築許可等を除く)

令和 7 年 4 月 1 日以降

確認申請等手数料(条例第 5 条第 1 項)

基本手数料		備考
床面積の合計	金額(円)	
30 ㎡以内	8,000	・計画変更の場合は「変更に係る部分の床面積の 1/2」で算出(ただし床面積の増加する部分にあっては「増加する部分の床面積」で算出) ・移転・大規模修繕・大規模模様替・用途変更する場合は「移転・大規模修繕・大規模模様替・用途変更に係る床面積の 1/2」で算出 ・計画変更して移転・大規模修繕・大規模模様替・用途変更する場合は「変更に係る部分の床面積の 1/2」で算出
30 ㎡超 100 ㎡以内	14,000	
100 ㎡超 200 ㎡以内	22,000	
200 ㎡超 300 ㎡以内	30,000	
300 ㎡超 500 ㎡以内	39,000	
500 ㎡超 1,000 ㎡以内	52,000	
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	74,000	
2,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	210,000	
10,000 ㎡超 50,000 ㎡以内	360,000	
50,000 ㎡超	620,000	

仕様基準により省エネ基準の評価を行う場合の確認申請加算手数料(条例第 5 条第 2 項)

一戸建住宅の場合		共同住宅等の場合	
床面積の合計	金額(円)	床面積の合計	金額(円)
200 ㎡以内	18,900	300 ㎡以内	35,400
200 ㎡超	20,300	300 ㎡超 2,000 ㎡以内	61,400
		2,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	111,000
		5,000 ㎡超	167,900

中間検査申請等手数料(条例第 9 条、市細則第 3 条の 4)

中間検査を行う部分の 床面積の合計	金額(円)	備考
30 ㎡以内	12,000	・特定工程において工区を複数に分けた場合、全ての工区が中間検査対象(仙台市細則別表第 1 の 3,4) ・階数 3 以上の共同住宅は、国等の建築物(計画通知)を含め、中間検査の対象(法 7 条の 3 第 1 項第 1 号) ・上記以外の国等の建築物は、中間検査の対象外(仙台市細則第 3 条の 4)
30 ㎡超 100 ㎡以内	15,000	
100 ㎡超 200 ㎡以内	20,000	
200 ㎡超 300 ㎡以内	27,000	
300 ㎡超 500 ㎡以内	34,000	
500 ㎡超 1,000 ㎡以内	44,000	
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	60,000	
2,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	130,000	
10,000 ㎡超 50,000 ㎡以内	210,000	
50,000 ㎡超	380,000	

完了検査申請等手数料(条例第 7 条第 1 項、第 2 項)

床面積の合計	金額(円) (仙台市建築主事による中間検査を受けた建築物)	金額(円) (左記以外の建築物)
30 ㎡以内	12,000	13,000
30 ㎡超 100 ㎡以内	15,000	16,000
100 ㎡超 200 ㎡以内	20,000	21,000
200 ㎡超 300 ㎡以内	28,000	29,000
300 ㎡超 500 ㎡以内	35,000	36,000
500 ㎡超 1,000 ㎡以内	46,000	47,000
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	62,000	65,000
2,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	150,000	160,000
10,000 ㎡超 50,000 ㎡以内	240,000	250,000
50,000 ㎡超	440,000	450,000
※移転・大規模修繕・大規模模様替の場合は「移転・大規模修繕・大規模模様替に係る床面積の 1/2」で算出		

仕様基準により省エネ基準の評価を行う場合の完了検査加算手数料(条例第 7 条第 3 項)

床面積の合計	金額(円)
200 ㎡以内	5,200
200 ㎡超 300 ㎡以内	10,200
300 ㎡超 1,000 ㎡以内	17,800
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	29,000
2,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	86,600
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	137,000
10,000 ㎡超 25,000 ㎡以内	173,000
25,000 ㎡超	216,200

建築設備及び工作物の確認申請等手数料(条例第 6 条・第 8 条、市細則第 4 条)

床面積の合計	金額(円)
建築設備確認申請(エレベーター、エスカレーター、市長が指定する建築設備)	14,000
建築設備の計画変更	8,000
建築設備の完了検査	17,000
工作物確認申請	12,000
工作物の計画変更	6,000
工作物の完了検査	12,000

仮使用認定・仮設建築物許可・一時的用途変更許可手数料(条例第 10 条)

種別	床面積の合計	金額(円)
仮使用認定 (法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号・2 号、法 18 条第 24 項第 1 号・2 号)	—	120,000
仮設建築物等許可(法第 85 条第 6 項、法第 87 条の 3 第 6 項)	100 ㎡以内	40,000
	100 ㎡超 500 ㎡以内	80,000
	500 ㎡超	120,000